

第 1 5 回
東京地方裁判所委員会
(平成 2 0 年 2 月 7 日開催)

東京地方裁判所委員会(第15回) 議事概要

(東京地方裁判所委員会事務局)

1 日時

平成20年2月7日(木) 15:07～17:07

2 場所

東京地方裁判所第1会議室

3 出席者

(委員) 池田修, 市村陽典, 岡田雄一, 唐津恵一, 北村敬子, 小粥節子,
斎藤義房, 佐久間達哉, 芝田俊文, 瀧澤泉, 田村浩子, 濱田和男,
平山幸雄, 丸山陽子, 宮山雅行, 我妻学, 渡辺雅昭

(オブザーバー) 大野重國東京地検公判部長

(事務局) 原田伸一東京地裁事務局長, 山本要一東京地裁民事首席書記官,
安原義人東京地裁刑事首席書記官, 渡邊直樹東京簡裁事務部長,
渡辺雅伸東京地裁総務課長, 杉崎直行東京地裁総務課課長補佐,
仁尾光宏東京地裁総務課庶務第一係長

4 議題

「検察庁における裁判員制度に対する取組等について」

5 配布資料

- 1 平成20年度ミニフォーラム実施会場等一覧表
- 2 法務・検察の裁判員広報について

6 議事

(1) 新任委員の自己紹介

委員長代理から, 次のとおり委員の交代について報告し, 池田委員及び市村委員から自己紹介があった。

白木勇委員→池田修委員(東京地方裁判所長)

西岡清一郎委員→市村陽典委員(東京地方裁判所民事部所長代行者)

(2) 委員長の選出

昨年12月17日付けで白木委員長が広島高等裁判所長官に転出したことに伴い、我妻委員長代理の司会により意見交換を行い、池田委員が委員長に選出された。

意見交換の要旨は、以下のとおり。

【発言者の表示=◎：委員長代理，○：委員】

- ◎ 最初に、一般の委員からご意見を伺い、その後、法曹委員のご意見を伺いたい。
- 従前どおり、地裁所長が委員長でよい。
- 同意見である。
- 池田委員は、第1回の委員会にも出席されており、委員長としてよろしく願いたい。
- 地裁所長でよい。
- ◎ 法曹委員のご意見はいかがか。
- 地方裁判所委員会というのは、市民の意見を聴いてそれを裁判所の運営に反映させるための機関なので、本来は所長以外の委員が委員長になる方がよい。皆さんの意見なのでこだわらないが、できれば学者の先生のどなたかになっていただきたい。
- ◎ では、池田委員を委員長とすることよろしいか。

(全員了承)

(3) 説明「裁判員裁判に関する東京地方裁判所の取組について」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員】

- 前回(平成19年11月1日)以降の東京地裁の活動について、ご説明する。

模擬裁判については、本日までに合計10回実施した。事案としては、

- ① 殺人未遂事件で、殺意と飲酒酩酊による心神耗弱が争点となるもの 3か部
- ② 強盗致傷事件で、窃盗の故意と暴行が争点となるもの 3か部
- ③ 殺人事件で、正当防衛と殺意が争点となるもの 4か部

である。いずれも模擬裁判の終了直後に、裁判官、検察官、弁護士が集まって、その手続の検証(プレゼンテーションの具合、裁判員の理解度等)をし、意見交換を行っている。

これとは別に、複数部が同じ課題を設定し、それに取り組んで意見交換や分析を行っており、その分析結果については、今後何らかの形でご報告できると思う。ちなみに最近行った正当防衛の成否が争点となる模擬裁判では、裁判官は、当事者(検察官、弁護人)の主張・立証にあれこれと説明や解説を加えないという姿勢に徹し、評議の際も裁判員に自由に意見

交換をしてもらうことに努め、必要な限度で疑問に答える以外は、議論の方向性や枠組を決めるような発言は一切しないという試みを行った。当事者や傍聴人は、やや意外そうな感じで、モニターに映る評議の様子をハラハラしながら見ていた方もいたが、結論としては穏当なところに落ち着いたようである。

このような評議の形態は、裁判員裁判における一つの有力な形態を示したものとも言える。

ところで、これまでの模擬裁判では、大企業の管理社員のような議論に慣れた方が多く、実際の裁判員裁判ではこのような構成はあり得ないのではないかという批判もあった。

そこで、企業訪問や広報活動、裁判員制度フォーラム等を通じ、あまり議論に慣れていない方々にもできるだけ模擬裁判に参加していただくよう努めている。もっとも、このような方々に働きかけて模擬裁判に参加していただくのは、大変難しい作業であり、担当している職員は、一様に苦勞している。

実は、本日も、責任能力が争点となる模擬裁判の3日目を実施中である。これを含めて2月中に4回、現職の精神科医に参加していただく模擬裁判を実施する予定である。

また、11月と12月に1回ずつ、模擬選任手続を実施した。来週実施予定の模擬裁判でも、模擬選任手続を行う予定である。これまでの模擬選任手続の過程で問題となった辞退事由に関しては、一般の方の参加障害事由についてどのように考えるのか、担当の委員会で分析・検討作業を行っているところである。

次に、裁判員裁判の広報用DVDによる模擬評議を中心としたミニフォーラムについては、前回配布した一覧表のとおり、昨年11月5日の練馬区から本年2月2日の品川区まで、合計8回実施した。それぞれ数十人程度の方が参加し、DVDを視聴した後に、7つくらいのグループに分かれて裁判官と一緒に評議し、最後に評議結果を発表してもらっている。

また、模擬評議の終了後も裁判官がその場に残り、時間の許す限り、参加者からの質問に対して回答するようにしており、これもなかなか好評であり、裁判員制度広報として、一定の成果が上がっているようである。

昨年の12月15日（土）に、渋谷区の商工会館でミニフォーラムが行われた。この模様について、FNNニュースで取り上げられた。女性アナウンサーも、グループに加わり、模擬評議に参加した。

（大型スクリーンに報道番組を映し出して、紹介した。）

後半部分では、弁護士会の難解用語に対する取組も紹介されていたが、これについては、次回、弁護士会から詳しくご紹介いただければありがたい。

先週の土曜日（２月２日）には、大井町の区立総合区民会館（「きゅりあん」）でミニフォーラムが実施された。このフォーラムは、主婦の方を中心に女性ばかり６３人に集まっていただき、非常に活発に評議が行われた。

女性だけで実施したコンセプトは、主婦の方は裁判員に選ばれる確率が非常に高いが、これまで裁判所からアクセスする方法が少なく、参加の機会が乏しかったが、全員が女性ばかりであれば、参加しやすいのではないかと、また、評議の場でも、意見が言いやすいのではないかとということである。実際の評議結果は、これまでとあまり差のないものであった。

参加者の女性に、４月以降の模擬裁判員役の登録をお願いしたところ、６３人中の３７人に協力していただき、我々としてもうれしい結果になった。もっとも、この６３人に参加していただくまでには、なかなか大変な苦労があり、品川区の教育委員会にお願いしてＰＴＡ関係者に働きかけたり、裁判官がＰＴＡの会合に出掛けたり、最後は大井町の駅頭でビラ配りまでやったようである。

このミニフォーラムは、今年度中にあと２回、杉並区（２月２７日）と足立区（３月１３日）で実施する。また、１１月５日に練馬区役所で実施したミニフォーラムの参加者から、３月１日に光が丘の住民を１００人ほど集めて別途開催したい旨の申し出があり、実施することとした。

この企画は、配布資料のとおり、来年度も１２の区で引き続き開催する予定である。

これにより、東京都の２３区すべてでミニフォーラムを実施することになるが、区によっては集客に非常に苦勞しているところもある。できるだけ沢山の方に参加していただくためにはどのような工夫が必要か、今後とも委員の皆様のお知恵を拝借したい。

- ◎ 裁判員裁判の実施については、まだまだいろいろな問題があるが、法曹三者としても、これまでの刑事裁判を変えていかなければならないということで、模擬裁判による検討を繰り返しているところである。一方、裁判員として参加していただく国民の理解を得るために、広報活動にも努めている。

（４） 説明「裁判員裁判に関する東京地方検察庁の取組について」

【発言者の表示＝●：オブザーバー，検察庁委員】

- 裁判員制度に関する東京地検の取組は、二つに大別される。

一つは、裁判員裁判の実質的な部分である、捜査や公判についてである。特に、公判について、検察庁としてこんなことを一生懸命やっているという状況につき、東京地検公判部長からご説明したい。

二つ目は、検察庁における広報活動についてである。公判部長の説明の後に、私からご説明したい。

- 最初に、昨年10月にテレビ東京で放映されたニュースをご覧いただきたい。

(大型スクリーンにニュース「入念な準備で裁判員模擬裁判に臨む検事」を映し出して、紹介した。)

検察庁では、公判でパワーポイントというプレゼンテーションソフトを使って説明するのが主流になっているので、私も、パワーポイントを使ってご説明したい。

(以下、大型スクリーンにパワーポイントの画像を映し出ししながら説明)

検察庁では、裁判員制度に対して、様々な取組を行っている。

最高検察庁では、裁判員裁判に向けて、公判の審理をどのようにやっていくべきかについて、検察試案を作成し、私たち現場の検事に対して指示を行っている。

法務省や検察庁の職員研修を担当する法務総合研究所では、裁判員裁判に向けた公判技術を高めるための特別な研修を、2年前から既に始めている。

それらを踏まえて、東京地方検察庁では、検察試案を試行し、東京地裁で行われている模擬裁判にも参加している。

裁判員制度の導入で、刑事裁判の何が一体変わるのか。

裁判員裁判では、プロの裁判官3人と一般の裁判員6人の合計9人で審理（証人尋問や証拠調べ等）が行われる。そして、評議が行われ、判決が出されることになる。

従来は、プロの裁判官だけを相手に主張・立証を行えばよかったので、専門用語を使い、いきおい書面中心の公判立証になりがちだった。例えば、殺人のような重要事件ではあるが、被告人が事実を争っていないというような場合には、事実認定上問題がないので、検察側に請求する証拠は、弁護側はほとんど同意する。それを全部裁判所に提出することになる。

検察官としては、少し多めの証拠を出して、立証することが多かった。そうすると、事実争いが無いにもかかわらず、証拠請求の点数が100点近くにもなることもあった。

被告人の自白調書についても、100ページもあるような詳細なものを、法廷で原則は読まなければならないのだが、みんなが同意すれば要旨の告知で、2分ほどで内容を説明することもあった。それでも適正な判決が出ていた。なぜなら、法廷で取り調べられたそれらの証拠を、裁判官が更に裁判官室で詳細に検討した上で、判決を作成していたからである。

したがって、公判での立証も、捜査をしっかりとって、捜査書類をしっかりと作るということに重点が置かれていた。これが、従来の裁判だと思う。

しかし、裁判員裁判になると、素人の裁判員が参加するので、公判廷の証拠調べのみの情報で判決が下されることになる。裁判員が私たちの作成した証拠書類を隅から隅まで読むということは、この制度では予定されていない。法廷で取り調べられた証拠のみで判決が出される。そのためには、公判廷の取調べに適した証拠書類の質と量が必要にならざるを得ない。

裁判員に分かりやすく、的確な主張・立証が検察に求められており、しかも、裁判員を長く裁判にとどめ置くことはできない。せいぜい3日、1週間、10日くらいが限度であるから、公判での迅速な主張・立証が要請されている。

そして、それらを公判廷で正しく行うためには、従来以上にプレゼンテーション技術が必要である。この点については、「証拠調べの在り方に関する基本的認識」という司法研修所の共同研究でも、「およそ裁判員裁判においては、証拠の内容に関する情報は裁判官と裁判員で共通であるべきであり、しかも、その情報は「法廷で目で見て耳で聞いた」ものに限られる。」と記載されている。だから、裁判官だけがじっくりと証拠書類を読んで、それを裁判員に対し後で分かりやすく説明するというようなことはしない。証拠や主張は、全部法廷で分かりやすく説明しなければならない。

裁判員裁判のためにどのような審理を行うべきかということについては、平成17年9月に最高裁判所の試案がまず出され、平成18年3月に検察試案（裁判員裁判の下における捜査・公判遂行の在り方に関する試案）が、同年6月に日弁連試案が出された。

検察試案の主な内容は、次のとおりである。

① 充実した迅速な審理計画の策定

（公判前整理手続で、争点を絞り、証拠を整理する。）

② 公判における主張・立証の具体的な方策

（冒頭手続や論告の工夫として、図面やプレゼンテーションソフトを活用する等。）

（迅速な主張・立証のための方策として、証拠を厳選する等。）

③ 公判立会技術等の研修

この試案に従って、平成18年5月から全国の地方検察庁で試行が開始された。

① 証拠の厳選について

捜査を行っていく上では、様々な証拠資料が作成される。例えば、殺人事件が起きたとすると、実況見分が行われ、現場の血痕や落ちていた凶器が撮影され、それらの経過を記載した検証調書が作成される。そこには、現場の見取図といった書面も添付され、このような証拠書類が山ほど作成される。さらに、警察や検察庁で、被害者や被疑者、

目撃者等の参考人を調べた内容について、供述調書が大量に作成される。

これらの多数の証拠の中から、ベストエビデンス（最良の証拠）で、必要な証拠を証拠請求していた。これに対して弁護人が取調べに同意すれば、公判に提出されて、裁判の資料となっていた。

従来、ベストエビデンスでやってはいたのだが、やはり無難に、厚めに立証することを考えて実行していたために、証拠の量がどうしても多くなっていた。

裁判員裁判では、そんなに沢山の証拠を、全部法廷で説明する時間はないし、裁判員の記憶容量にも限界がある。法廷に提出する証拠を減らさなければならない。何から減らしていくか。

まず、検証調書等を抄本化することを考えた。検証調書が作成される捜査段階では、犯人が誰かもまだはっきりしていない。例えば、ある部屋で殺人事件が起こったとすると、その部屋ばかりではなく、他の部屋や建物の外周についても詳細な写真を撮影したりして実況見分が行われる。検証調書の枚数が100ページを超えることもざらである。

しかし、実際に犯人が捕まり、「私がやりました。」と自白して裁判になった場合には、事件が起こった部屋しか関係ないということもある。この場合には、他の写真を全部抜き、その部屋の写真と簡単な説明部分だけを残して抄本にすることで証拠の量を減らしている。

どのくらい証拠の量を減らせるか、模擬裁判で実験してみた。

1年半くらい前に、犯人性否認の殺人死体遺棄事件を題材に模擬裁判を実施した。

基になった事件は、

東北のある山間部で、死後6か月くらい経った女性の全裸の白骨化した死体が発見された。DNA鑑定、歯形の鑑定で、死体の身元が判明し、この女性と付き合いのあった男性が捜査線上に浮かんだ。調べていくと、この男性が、当時付き合い合っていた愛人との電話で、一言独り言のように「もう殺すしかないかな。」と話していた。それは、ちょうど被害者が失踪した日のことであった。

というようなものである。

被告人は、全面否認。「私は、殺していない。死体が棄てられた場所の近くまで被害者と一緒に行って、そこで被害者を車から降ろして帰っただけだ。あとは、何もやっていない。」と言っている。捜査段階から一貫した否認事件、この裁判で検察側が請求した証拠（間接事実を積み上げて犯人性を立証する証拠）は、書証が232点であった。

これらの相当部分を弁護人が不同意にしたため、検察側の証人として32人が取り調べられ、第一審の判決が出るまで2年掛かった。判決は有罪で、控訴審、上告審で棄却され、第一審の判決が確定した。

この事件を、もしも裁判員裁判でやるとして、公判前整理手続にかけて徹底して争点を絞ったらどうなるか。その上で証拠を厳選したらどうなるか。私が東京高検にいたときに実験してみた。

その結果、書証17点、証人2人、模擬裁判の審理は1日で終了した。

もっとも、1日ではちょっと無理なところがあって、朝の9時に公判がスタートし、午後7時には判決を宣告する予定だったが、評議がもめ、実際に判決が言い渡されたのは、午後9時半であった。実際の裁判員裁判でも、4～5日でやってやれないことはないと思ったところである。

② 冒頭陳述や論告の工夫について

殺人等の裁判員裁判対象事件については、パネルやプレゼンテーションソフト等の活用を、現在係属中の事件において既に実施しており、新聞等でも報道されている。

これらの試行については、裁判所・弁護人の同意を得られたものには限られるが、徐々に拡大しているところである。

③ 検察官の公判技術を向上させるための取組

模擬裁判、法務総合研修所における検事研修、公判演習、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで若手検事を鍛えているところである。

模擬裁判については、裁判所主催の模擬裁判にも積極的に参加させていただいている。

年に3回くらい実施している研究模擬裁判のほか、今年から東京地裁の20か部すべてで実施している全員参加型模擬裁判にも参加している。

先ほどのニュースにもあったように、模擬裁判の前にはリハーサルを行い、終わった後には、検討会と称する反省会で意見を出し合っている。

このほかに、検察庁内部における研究的模擬裁判も実施している。

次に、法務総合研修所における検察特別研修について、ご紹介する。

これは、任官10年前後の検事を対象に、4日間、浦安の研修所にある模擬法廷を使って、冒頭陳述、証人尋問、被告人質問、論告を実施するものである。NHK放送センターの指導員から、口語表現の指導も受けている。この研修は、全国の地検で活動している若手検察官140人全員を対象に実施することを予定している。

これとは別に、「公判演習」も実施している。

これは、先ほど紹介した犯人性否認の殺人・死体遺棄事件を題材にしたものである。被告人が全面否認しているこの事件の検察側の最大の証拠は、この被告人が愛人の女性との電話で、独り言のように「もう殺すしかないかな。」と言ったという間接事実である。

被告人は、この発言を否定している。捜査段階では、被告人の愛人がこの発言を供述している。ところが、公判廷で突然、「捜査段階で言ったのは、全部嘘でした。嫉妬に狂って嘘の供述を検事さんにしたんです。」という発言があった場合、検事としてその後の証人尋問をどのように続けていくか。非常に難しい尋問になっていく。

これを全国の地検の若手検事に体験させ、その模様をDVDに撮影して、最高検察庁に送付して検証した。

また、被告人質問についても、被告人が警察官から恫喝されて嘘の供述をしたと言った場合に、どのように尋問していくかについて、全国でやってみた。そして、後に、最高検作成の模範的な証人尋問、被告人質問のDVDを作成し、全国に配布した。

さらに、オン・ザ・ジョブ・トレーニングとして、公判前整理手続、公判遂行の過程での決裁による指導や公判傍聴会、意見交換会（若手検事の尋問技術を先輩検事が指導するもの）も実施している。

このように、裁判員裁判の実施に向けて検察全体で準備を進めているところであるが、東京地検における体制としては、捜査と公判の連携を強化し、特別公判部において主任立会制（起訴した検事が公判を担当する）を実施している。

また、公判部検察官の共同立会体制を整備するとともに、東京地検で技術を身につけた検事を全国に異動させ、全国的なレベルを上げていくことを進めている。

裁判員制度導入の目的は、刑事司法に対する国民の信頼を高め、その国民的基盤を更に強固なものとして確立することである。

裁判員制度の円滑な実施は、公訴権行使の任に当たる検察の責務であり、組織をあげて対応すべきものであると自覚している。裁判員制度が適正に運営されるように、積極的な役割を果たすべく、今後も努力を続けていきたいと考えている。

● 次に、法務・検察における裁判員制度広報について、ご説明する。

裁判員制度広報の根拠は、平成16年に成立した裁判員法の附則第2条及び附帯決議である。

その推進体制としては、法曹三者の連携・協力による積極的な広報活動の実施を目的とす

る裁判員制度広報推進協議会（全国）及び同地方協議会や、政府として統一的な裁判員制度関連の施策を推進するための関係府省庁等（内閣府、警察庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、最高裁判所）の連絡会議がある。この会議は、広報のみならず、環境整備等についても、政府としての施策を協力して進めている。

広報についての法務省と最高裁判所の役割分担としては、法務省は、制度の周知を中心として、制度の概要、意義等に焦点を置いた広報を行い、最高裁判所は、裁判手続の周知を中心として、制度の運用等に焦点を置いた広報を行っている。

法務・検察のこれまでの主な広報活動としては、

- ・パンフレット、リーフレット、ポスターの製作、配布等
- ・広報ドラマの製作、上映、配布等
- ・「草の根広報活動」の実施
- ・タウンミーティング、シンポジウム、赤れんがまつり等のイベント開催等
- ・全国の検察庁職員による移動・出前教室の実施
- ・中学・高校教諭等を対象とした教員研修の実施
- ・ホームページによる情報提供

等がある。特に、中村雅俊監督・出演の1時間もののドラマ「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」は、自画自賛になるが、評判がよかった。

これらの活動の結果もあってか、平成18年12月に実施した内閣府の特別世論調査では、裁判員制度の認知度において、知っている人は8割程度になった。また、応諾率（参加したい、参加してもよい、あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるを得ないの合計）が65%になった。この調査結果から、認知度は上がっているのだから、今後は、この応諾率を70%、80%にすることを目標に広報に努めているところである。

なぜ参加したくないかという理由については、責任が重く、心理的な負担が大きいという不安が最も多かった。

この結果を踏まえ、平成19年4月に、今後の計画として、

- ① 全国民を対象として
- ② 国民の不安解消に重点を置いた広報の実施

を基本とする「法務・検察裁判員制度広報啓発全国計画」を策定した。

具体的な広報の展開方針としては、

- ① 各地の検察庁における「草の根広報」の重点的実施

- ・ 人海戦術で、裁判員制度の実施までに、全国で12,000回実施し、国民の不安を解消する。

- ② 地方自治体や各種団体等の二次的な広報主体に積極的に協力要請する。

- ③ 法曹三者による統一的広報の推進

である。上記全体計画に基づく具体的展開状況と今後については、

- ① 約4,000団体への協力依頼

- ・ 主な団体については、最高検察庁が直接出向いて協力依頼をし、これを受けて、全国の検察庁が草の根広報活動を実施中である。

- ② ビッグコミックに連載中の「総務部総務課山口六平太」のアニメを使って「裁判員プロジェクトはじめます！」というDVD（23分）を製作、配布。

- ③ 昨年10月1日からの「法の日」週間に、全国各地で法曹三者が一斉に各種行事を実施。

次に、東京地検の裁判員広報について、ご説明する。

草の根広報関係では、2年間で480回の通常説明会を実施するほか、各職員の友人・知人等に対する個人的な説明会（草の根説明会）を約2,000回実施する予定。

昨年の4月～12月まで、約300回の通常説明会を実施。

昨年の7月～12月まで、約400回の草の根説明会を実施。

主な説明会の実施先は、専門学校、税務署、法人会、商工会議所、市区町村職員、PTA、公民館等における生涯学習講座等である。このほか、一般企業についても、東京高検と分担して説明を実施している。また、相手の要望に応じ、夜間や土日にも実施している。

公立学校職員に対する広報としては、小・中・高の校長・副校長連絡会、事務職員の連絡会、教育委員会職員の連絡会等において、検察庁職員がレジユメを使って説明し、校長・副校長がそのレジユメに基づいて教職員（59,000人）に説明、パンフレットを配布し、教職員がこのレジユメ、パンフレットに基づいて生徒に説明することを予定している。

生徒が家庭でも説明し、一般家庭でも浸透していくことを期待している。

その他、いろいろなイベントにも参加している。新聞・テレビの取材にも積極的に協力し、取り上げていただいている。先ほどのニュース映像は、平成19年10月の「法の日」週間に放映されたものであるが、その他のテレビ局でも放映されているので、そのダイジェスト版をご覧いただきたい。

（大型スクリーンに番組の映像を映し出して、紹介した。）

最初にご紹介したのは、日本テレビの「行列のできる法律相談所」、次がフジテレビの「新報道プレミアA」である。いずれも平成19年10月7日に放映された。

このように、お茶の間にも広報が届くようにも努めている。

現在の広報の大雑把な印象としては、かなり前向きな方が増えてきており、ご質問の中身も、参加することを前提とした具体的なものが増えてきている。例えば、通勤災害や派遣社員の身分に関するご質問のようなものである。一方で、そもそもこの制度には反対だというご意見もある。多くの方のご理解をいただけるように、今後も、一生懸命に広報に努めたいと考えている。

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，検察庁委員】

◎ 裁判員制度については、まだいろいろ議論もあるところであり、反対の意見もある社会というのは健全だと思うが、来年の春から施行されるという状況にある。

今、検察庁から説明していただいたように、法律家が手続を分かりやすくするように工夫し、メディアにも取り上げられているが、これについてのご意見を伺いたい。

また、広報については、制度の周知はされたと思うが、国民の方に参加していただくためにはどうしたらよいのか。

本日の地裁、検察庁の説明について、ご質問やご意見はあるか。

○ 前回と今回の委員会で、裁判所と検察庁の取組をお聞きして、本当に素晴らしい活動をしているなど改めて感心した。

本日も、せっかく貴重なプレゼンをしていただいた内容をもっとマスコミの方にも聞いてもらいたかった。本日は、お二人の記者が取材をされているが、もっと沢山の方に来ていただけるよう、地裁委員会の事務局の方に、もっと努力してもらいたい。

また、模擬裁判や広報行事に参加された市民の声がもっと放映されればよいと思う。例えば、「最初は不安だったが、やってみたら意外と関心を持てた。」とか、「有意義だった。」という声をマスコミにどんどん流してもらえば、市民の関心が深まるのではないか。

● 公開を予定している模擬裁判では、裁判員役の方にできる限り取材に応じていただくようお願いしており、マスコミの方には法廷傍聴していただき、裁判員役の方の取材についても、便宜を図っている。

大胆な実験を行うような手続検証の模擬裁判では、公開にすると双方が勝負にこだわって、試行錯誤ができなくなってしまうがちであるが、このような非公開の模擬裁判についても、例えば、責任能力についてマスコミの方が関心を持っているようなものについては、一部を

公開する便宜を図ることもある。

非公開の模擬裁判でも、終了後には必ず裁判員役の方の意見を聴き、それをすべて記録に残して法曹三者で共有し、次回以降の参考に使っている。

広報行事であるミニフォーラムについては、マスコミの方にも実施予定を伝え、各会場での取材にも応じているところだが、今後も一層努力していきたい。

- 委員のご指摘は、参考にさせていただきたい。

昨年の3月に、法曹三者で実施した裁判員制度フォーラムでは、裁判所主催の模擬裁判に参加した裁判員役の方男女1人ずつにパネリストとして参加していただき、東京新聞で報道された。その際も、パネリストから「やってよかった。」というご意見をもらったが、そのような感想には、委員のご指摘のとおり価値があると思う。

- 私も、日ごろから地道な地域活動をしているが、検察庁の草の根広報（校長等連絡会）の説明を聞いて、さすがだなと思った。2日前、私が校長会の協議会に参加したときにも、裁判員制度を浸透させる準備をしていることを聞いた。近隣の中学校でも裁判傍聴をしたり、授業を行った上で、裁判員制度の模擬裁判を実施しており、大人以上に熱心にやっている。

昨年の12月に、都庁で生徒会長サミットが開催され、第1回のいじめのシンポジウムをコーディネートしたが、生徒達から「今度は裁判員制度を取り上げてみたい。」という意見があり、感心した。

このように、子供達には早く浸透しているが、大人達、お茶の間の方達には、まだまだ入ってきていない。草の根広報のような地道な広報に、更に努めてもらいたい。

また、先ほど裁判所から配布された資料のとおり、私の住んでいる区でも5月にミニフォーラムが開催される。区長も、大変関心を持っている。沢山の方に来ていただけるよう、今から宣伝している。

- ◎ 法教育が重要なのは、ご指摘のとおりである。制度を長く続けていくために、次世代にも今のうちから教えていくことが大事である。

検察庁、裁判所、弁護士会とも、学校から派遣依頼があれば、できる限り協力するようにしており、最近はその要望も多くなってきている。

- 裁判所も、学校の広報を重要視している。これまでは講演形式の依頼が多かったが、最近の中学・高校からは、模擬裁判のアドバイザーとして講評してほしいという企画が増えてきた。それだけ裁判員制度が身近になってきているのだと思う。今後も依頼があれば、積極的に裁判官や職員を派遣していきたい。

◎ メディアの取材については、現在でもいろいろ取り上げられているが、来年の施行日が決まれば、いやが応でも報道せざるを得ない状況になってくると思うが、どうか。

○ 当然書いていかざるを得ない状況になると思うので、それに向けて法曹三者の情報発信をお願いしたい。

今日の説明で、全体として検察庁がどのような取組をしているかがよく理解できた。

公判部長の話で印象深かったのは、ベストエビデンス、証拠の絞り込みである。今までの精密司法への疑義はもちろんあるが、一方で、裁判員裁判にはラフジャスティスへの懸念もある。一般国民にも「裁判が粗雑になってしまうのではないか。」という漠然とした不安があると思う。証拠を厳選しても事件の本質を的確にとらえられるということをデータで示していくのは、制度の定着や理解を進めるうえでも意味のあることだと思う。また、裁判員裁判の前提である公判前整理手続の中身が見えないことへの不安もない訳ではない。その点についても、全国でしっかり情報発信して不安を払拭していく取組をお願いしたい。

法律が成立したときから言われてきたことであるが、裁判所と法務・検察は、組織の総力をあげて取り組んでいる。弁護士会は、この圧倒的な組織力に対抗できるのかという懸念がある。

次回のこの会で、弁護士委員からもお話しいただけるとのことだが、弁護士会もぜひ頑張っていたきたい。

○ 今までの刑事裁判は、裁判官が膨大な資料を読み込んで、極めて精密な審理をされているという印象を持っている。

裁判員裁判では、書証ではなく法廷に提出された証拠だけで審理するので、複雑な事件や否認事件でどのような判断をすることができるのか、不安に思っていた。2年も3年も掛けて審理していた事件を、本当に2～3日でできるのか、大変心配している。

2日の予定と言われた事件で、実際は1週間も10日間も拘束される可能性もあるのではないか。

先ほど説明されたベストエビデンスの絞り込みによって、本当に信頼できる審理ができるのかという点についても、更に検察内部で検討してもらいたい。

裁判員制度の導入により、捜査段階での透明性が高まるという話も聞くが、その点については、どうか。

◎ 私も、30数年刑事裁判官をやってきたが、これまでどんどん精密になってきたという感じを受ける。昭和50年代に、死刑になっていた事件が再審で無罪になるのが相次ぎ、二度

とこのようなことがないようにと慎重に慎重になっていき、それがちょっと度を過ぎたのかもしれない。

そこまでしなくても結論は間違いないという事件もあったはずなので、そういうことは見直す必要がある。

審理期間が2～3日になってしまうことへの不安については、要は当事者が何を大事だと思っているのかということである。検察官の証拠開示の範囲を拡げ、弁護人がきちんとそれを見た上で、何が意味のある証拠なのか検討し、意味のある証拠であればもろさず裁判所に出すことが必要になってくる。

検察官の準備と弁護人の準備が、ものすごく重要な要素になってくる。そこで、ラフにならないように大事な証拠を出してることが望まれている。

そういう意味では、裁判官も意識の改革が必要だが、検察官や弁護人も変えていかなければならない。法曹三者とも、法律家として大きな変革を求められている。

施行まであと1年余りとなったので、これまでの模擬裁判の成果と問題点をもっときちんと整理して、公判を変えていかなければならない時期にきている。公判が変われば、捜査の在り方も変わって行かざるを得ないと思う。

- 現在、検察庁では、任意性立証といって、自白が任意にされたものかどうかの立証について、取調べ状況の録音・録画を試行している。

従前のように、証人尋問、被告人質問で、裁判員に判断をしてもらうのは、なかなか大変なことなので、分かりやすい立証を心掛け、工夫している。

それを超えて、一部で言われているような可視化については、メリット、デメリットの両方がある。その功罪をどのように考えるかであるが、私の理解するところでは、全面的な可視化については消極意見が大勢というのが検察の状況だと思う。

- 本日、当社の番組を2本ご紹介いただいた。最初の番組は、裁判の取材をしたことのない者が直接取材に行っており、内容的にも初歩編になっているが、その分一般の方が抱く疑問や不安が反映されていると思う。量刑が実刑と執行猶予に分かれた点についても、「これでいいのかな。」と思ったようである。

実施時期が近づけば、当然取り上げる機会が増えてくると思う。ニュース以外の、例えば、バラエティのような番組でも、取り上げたいという企画が多くなってくると思う。

今後、裁判所や検察庁が想像もしないような要望も出てくると思うが、できる範囲でご協力いただき、一般の人が沢山見る番組でうまく取り上げることができればよいと思う。

◎ 驚かないように、心構えをしておきたい。

長野では、地裁委員会の委員にも、模擬裁判に参加していただいているようだが。

● 東京でも、1日コースで裁判員役をやっていただいた委員もいる。

平成20年度も、6月から7月にかけて、20か部で20回模擬裁判を実施する予定であるが、裁判員役の確保に苦労している。3日コース、2日コースもあるので、参加できる方は是非ご協力いただきたい。

◎ 次回は、弁護士会から現状の報告や提言をしていただくということでよいか。

○ プレゼンを行うつもりはある。中身をどうするか、これから検討したい。

先ほど裁判員制度についての弁護士会の取組という話も出たが、それに決まっている訳ではない。

○ それも含めてご説明いただきたいという趣旨である。

○ 今後検討した上で、次回にはご提案したい。とりあえず、弁護士会ではなく、弁護士委員から提案するというところで準備したい。

◎ ほかに取り上げてほしいテーマはあるか。

○ 前回、選任期日と公判期日が直結している点について、選ばれる側にとってはどうかという話があり、一方で裁判を運営する側の事情もあって、議論が途中で終わっている。

弁護士委員のプレゼンの後に、続けて議論をお願いしたい。

◎ 裁判所でもいろいろ検討しており、金曜日の午後に選任手続をやって、月曜日から公判を行うことを試そうとしているところもある。

模擬選任に企業側の了解を得て参加している方からは、「せっかく3日間の休暇をもらって来たのに。」という話もあった。何日か空けた方がよいという話もあったが、仕事をしていない方にとっては、裁判所に行く日が増えるので、二度手間になる。

いろいろとやってみて資料を集めているところであり、このような点についても、きちんと広報をしていきたいと考えている。

次回は、弁護士委員からプレゼンをお願いしたい。

次回は、平成20年7月1日（火）午後3時から開催する。

以 上